

『三曼陀跋陀羅菩薩經』 試訳 (1)

中 御 門 敬 教

〔抄録〕

『三曼陀跋陀羅菩薩經』は非常に小部な大乘經典である。しかし、そこには、懺悔・随喜・勸請・廻向に関するまとまった記述が、『舍利弗悔過經』と共に最古の形で保存されている。また、両經中のそれら各項目は、後に様々な形で展開していく。例えば、「普賢十大願」として<華嚴經>へ踏襲されたり、禪定の予備段階として、瑜伽行中觀派の Kamalaśīla (A.D.8C.)によって、*Bhāvanākrama* 中に採用されたりしている。また、中国に至っては、懺悔・随喜・勸請・廻向に發願を加えた「五悔」が、智顛 (A.D.6C.)の『摩訶止観』や、善導 (A.D.7C.)の『往生礼讃』中に見られる。つまり、こうした展開の出発点となる經典の一つが、『三曼陀跋陀羅菩薩經』である。また、この經典には訓読や現代語訳が存在しないため、筆者は本稿で『三曼陀跋陀羅菩薩經』現代語訳を行う。

キーワード：『三曼陀跋陀羅菩薩經』、『舍利弗悔過經』、兜沙陀比羅經、普賢菩薩、三品

はじめに

普賢菩薩が登場する古層文献としては、西晋時代(A.D.265-316)に竺法護によって訳出された『正法華經』・『如来興顯經』・『等目菩薩所問三昧經』が有名である。また、他の注目すべき經典に *Gaṇḍavyūha* がある。今日の *Gaṇḍavyūha* が、成立当時の原形を保持している確証はないが、その經典は普賢菩薩や普賢行を理解する際、我々に貴重な示唆を与えてくれる。この經典の成立年代については、梶山雄一氏の詳細な研究報告がある。氏はL.O.Gómez氏の見解に修正を加え、*Gaṇḍavyūha* 成立年代をA.D.50-200とされた。(cf. 梶山雄一監修『さとりにの遍歴』上巻 中央公論社 1994年 pp.448-452) こうした諸經典中の普賢菩薩は、恐らく大乘經典に至って初めて登場する。筆者が本稿で扱う『三曼陀跋陀羅菩薩經』も、そうした普賢菩

薩が登場する古層文献の一つである。cf.注(1) さて、上述の竺法護訳經典(『正法華經』を除く)や *Gaṇḍavyūha* は、明確に〈華嚴經〉所屬經典である。一方、『三曼陀跋陀羅菩薩經』も、冒頭の「一時仏在摩竭提国清浄法処自然金剛座。光影甚明無所不遍照」や、文殊菩薩と普賢菩薩の対話形式をもって、〈華嚴經〉から脱化したものと理解されてきた。(cf.編纂者 小野玄妙 『仏書解説大辞典』大東出版社 1933年、大野法道 『大乘戒經の研究』山喜房佛書林 1954年)しかし、この經典を一読した結果、内容面では〈華嚴經〉より、むしろ『舍利弗悔過經』との親近性が確認できた。つまり、この經典の注目すべき特徴は、『舍利弗悔過經』の枠組・内容を踏襲し、新たな思想(阿弥陀仏国への往生、普賢菩薩行、法身 etc.)を盛り込み、〈華嚴經〉の場面設定を採用した点にある。『舍利弗悔過經』では、仏は舍利弗の問いに対し、一人称「某」に、懺悔・随喜・勸請・廻向を説かせている。同様に『三曼陀跋陀羅菩薩經』でも、普賢菩薩は文殊菩薩の問いに対し、一人称「某」に、懺悔・随喜・勸請・廻向を説かせる。私見ではあるが、この經典は〈華嚴經〉からの脱化と言うより、『舍利弗悔過經』を土台とし、〈華嚴經〉影響下で改編された可能性がある。なお、『三曼陀跋陀羅菩薩經』の趣旨(懺悔・随喜・勸請・廻向 etc.)は、普賢菩薩と結び付き、〈普賢行願讃〉や『四十華嚴』中の「普賢十大願」として、明確に後代の〈華嚴經〉へと吸収されていく。

α. 研究姿勢

『三曼陀跋陀羅菩薩經』には、訓読や現代語訳が存在せず、古訳の単行經典であるため読解困難な經典である。そのため筆者は、理解の手解きとなる『舍利弗悔過經』の試訳を前段階としてまず行った。(cf.拙稿「『舍利弗悔過經』試訳」『佛教大学仏教学会紀要』第6号 1998年以下、拙稿 [1998])そして、筆者はその前作業にひき続き、本稿で現代語訳と語註を行った。翻訳箇所は、紙数の関係で「五蓋品第一」「悔過品第二」のみとなった。「願樂品第三」「請勸品第四」「警福品第五」については、稿を改め論じることにした。底本として『大正藏』(T.14, pp.666-667)を使用し、筆者の理解を示すため句読点を新たに打ち直した。そして、内容面から原文を細かく区切り、通し番号(A~J)をつけた。語註では、『漢語大詞典』(漢語大詞典出版社1992年 中国上海 以下HD.)を参考にし、經典中の語彙がどの時代に使用されたかを確認した。また、全体を通して内外の優れた研究成果を利用させて頂き、その出所を記載した。筆者には読解できない箇所も存在したが(通し番号J)、理解できなかった点を明示して、原文を提示した。諸賢の御指導を賜りたい。

β. 『三曼陀跋陀羅菩薩經』を扱った研究

- ・編纂者 小野玄妙 『仏書解説大辞典』大東出版社 1933年 (vol.4, pp.122,c-123,a)
- ・大野法道 『大乘戒經の研究』山喜房佛書林 1954年 pp.399-400
- ・藤田宏達 『原始浄土思想の研究』岩波書店 1970年 p.424,432

- ・望月信亨『浄土敎の起原及發達』山喜房佛書林 1972年 pp.536-538
- ・静谷正雄『初期大乘仏敎の成立過程』百華苑 1974年 p.145,353,361
- ・干潟龍祥『改訂増補 本生經類の思想的研究』山喜房佛書林 1978年 pp.127-131,167-168
- ・塚本啓祥『法華經の成立と背景』佼成出版社 1986年 p.479
- ・香川孝雄『浄土敎の成立史的研究』山喜房佛書林 1993年 pp.469-471,p.489
- ・藤近恵市「初期大乘經典における普賢行の一考察」『印仏研』45-2所収 1997年

三曼陀跋陀羅菩薩經

西晋居士聶道真訳⁽¹⁾

A. (T14.p.666,c.1-17)

五蓋品第一

聞如是：“一時仏在摩竭提国清浄法処自然金剛座。光影甚明無所不遍照。与衆摩訶薩等、無央数菩薩共会坐。三曼陀跋陀羅菩薩、文殊師利菩薩最第一。文殊師利菩薩問三曼陀跋陀羅菩薩言：‘若有人求菩薩道者。善男子、善女人欲得無蓋清浄者，当施行何等法，自致得之乎？’三曼陀跋陀羅報文殊師利菩薩：‘若有善男子，善女人欲求菩薩道者，当整衣服，昼夜各三稽首十方諸仏作礼，悔過，悔諸所作惡、諸所当忍者忍之、諸所当礼者礼之、諸所当願樂者願樂之、諸所当勸請者勸請之。如是，一切諸罪蓋、諸垢蓋、諸法蓋悉除也。一切功德悉得、具足般若波羅蜜、兜沙陀比羅經、一切三昧、一切諸陀隣尼、一切漚想拘舍羅。是為諸經中尊，将如是者，為已得礼一切諸仏。其意至心也’”。

五蓋品第一⁽²⁾

このように聞いた。

「ある時、仏はマガダ国の清らかな法処である自然金剛座にいた。輝きはたいそう明るく、隅々まで照らした。多くの摩訶薩や数え切れない菩薩達と法座にいた。普賢菩薩と文殊菩薩が最も上座にいた。文殊菩薩が普賢菩薩に尋ねた。

『菩薩道を求める人がいたとします。[その] 良家の子息や、良家の子女が[煩惱に] 覆われない[心の] 清らかさを望んだなら、一体どの様な敎えを行えば、自らそれを獲得できるのですか?』と。

普賢[菩薩]は文殊菩薩に答えた。

『良家の子息や、良家の子女が菩薩道を求めるなら、衣服を整え日中に三度、夜中に三度、十方の仏[の足]に頭をつけて礼拝し、過ちを懺悔し、犯した諸悪を懺悔し、忍ぶべき事は忍び、礼拝すべき者には礼拝し、随喜すべき事は随喜し、勸請すべき事は勸請すべきです。この様にして、あらゆる罪の覆いや、あらゆる煩惱の覆いや、あらゆる現象の覆いや、悉く除かれ

ます。[こうして出来た] 全ての功德を悉く獲得して、般若波羅蜜や、兜沙陀比羅經¹⁸⁾や、あらゆる三昧や、あらゆるダラニヤ、あらゆる善巧方便を備えます。これは、数ある經典の中でも最も優れたものであり、この様な事を実践すれば、全ての仏に礼拝した事となります。その者の意はひたすらです』と」

B. (T14.p.666,c.18-p.667,a.2)

悔過品第二

三曼陀跋陀羅菩薩言：‘一切人身所行口所犯心所念惡，一切諸仏刹其中塵等起意念一切諸惡。’
“某皆為其悔過。某從本所作為有惡。於諸仏、諸菩薩、諸迦羅蜜、父母、阿羅漢、辟支仏、怛沙竭、護怛沙竭寺神、怛沙竭法中諸所犯過惡、須呵摩提阿弥陀仏刹土、一切諸仏、一切諸仏刹、一切諸仏法、若有狐疑起意不信者。某為其悔一切罪過。

普賢菩薩は言った。

「すべての人は、身体で行った、口で犯した、心で念じた悪や、すべての仏国土その中で、塵の数ほど [悪] 意を起こして [作った] すべての悪を [以下のように] 念じます。

『私はすべて懺悔します。私は以前に犯した悪があります。[すなわち] 諸仏や、諸菩薩や、善知識達や、父母や、阿羅漢 [という聖者] や、辟支仏 [という聖者] や、如来や、如来の仏塔を守る神 (ヤクシャ)¹⁹⁾ や、如来の教えに対し犯した多くの罪悪²⁰⁾ や、極楽という阿弥陀の仏国土や、すべての仏や、すべての仏国土や、すべての仏の教えに対し猜疑心²¹⁾ をもち、[悪] 意を起こして信じなかったこと [です]。私はすべての過ち²²⁾ を懺悔します。

C. (T14.p.667,a.2-p.667,a.9)

其有於一切諸仏、諸菩薩、諸迦羅蜜、諸父母、諸阿羅漢、諸辟支仏、一切諸人所可誹謗者、若恣隨欲、恣隨痴、恣隨自用、若有頑很不與人語、若為貪婬所牽、為慳嫉所牽、為貪鈔所牽、為諛諂所牽、七百五十諸欲所牽、其心乱時、不能自專。為一切所蓋、為一切所畏、所起意有過失。今某皆為悔一切罪過。

私がすべての仏や、諸菩薩や、善知識達や、父母達や、阿羅漢 [という聖者] 達や、辟支仏 [という聖者] 達や、すべての人に非難されても、あるいは欲のなすまま、無知のなすまま、自分勝手に振る舞い²³⁾、あるいは頑固²⁴⁾ で耳をかさず、あるいは飽くなき貪りに繋がれ、吝嗇や嫉妬に繋がれ、強欲に繋がれ、へつらうことに繋がれ、七百五十の欲に繋がれ、私の心が乱れた時、集中できませんでした。すべてのものに覆われ、すべてのものに脅かされ、何を考えても過失が生じました。私はすべての過ちを懺悔します。

D. (T14.p.667,a.10-p.667,a.16)

某從阿僧祇劫，起惡意於仏。若鬪乱比丘僧，若害阿羅漢，若害父母，若見正法言非法，若見非

法言是法，若誦嘆一切人所思念，常与非法之事若他所犯過，若欲犯，若已犯，其多沙竭所教誡若犯之。今世若前世不知仏、法、比丘僧時，諸所犯過惡。今某皆為悔一切罪過。

私は、数え切れない劫 [の昔] から、仏に対し悪意を起こしました。出家者のサンガを乱したり、阿羅漢 [という聖者] を傷つけたり、父母を傷つけたり、正しい教えを見て正しくない教えだと言ったり、正しくない教えを見て [正しい] 教えだと言ったり、すべての人の考えをあざけ笑ったり⁸⁰、常に正しくない事柄に組して他人に過ちを犯 [させたり]、[自ら過ちを] 犯そうとしたり、すでに [自ら過ちを] 犯したり、[現在] 如来⁸¹の教えや戒⁸²を犯しています。現在や過去 [において]、仏や [仏の] 教えや出家者のサンガを知らなかった時、犯した諸罪 [がありました]。今、私はすべての過ちを懺悔します。

E. (T14.p.667,a.17-p.667,a.22)

某諸所作邪嫉之意。若有仏，断止人不得令見。若有明經說法者，断止人不得令聞。若有迦羅蜜，断止人不得令住会。若有人施与鉢、震越、飯食、床臥具、病瘦医薬所作功德，呵止人不得令与。作無央数，不止展転相教起罪。今某皆為悔一切罪過。

私が作った多くの悪しき憎しみの意とは、仏がおれば、人を妨げ見させませんでした。經典に通じ⁸³教えを説く者がおれば、人を妨げ聞かせませんでした。善知識がおれば、人を妨げ会わせませんでした。鉢や衣や食物や寝具一式や病気の医薬を布施し功德を作ろうとする人がおれば、怒鳴り脅して布施をさせませんでした。[このように] 数え切れない [罪を] 作っただけでなく、次から次に [他人に] 罪を作らせました。今、私はすべての過ちを懺悔します。

F. (T14.p.667,a.23-p.667,a.27)

某諸所作罪。见人犯者，於辺勸助。用是故為罪所牽，生於末世。若生於貧家，若離迦羅蜜，若有仏不能得見，若有菩薩、迦羅蜜不能得与共会，而不能得聞經法。以諸所作惡故，不能及値是聖賢身。今某皆為悔一切罪過。

私が作った多くの罪とは、人が [罪を] 犯すのを見て、傍で [その行為を] 鼓舞しました⁸³。そのため罪に繋がれ、末法の世に生まれます。あるいは、貧しい家に生まれたり、善知識に会えなかったり、仏がいても見るができなかったり、菩薩や善知識がいても共に会うことができず、教えを聞くことができませんでした。多くの犯した罪のせいで、この聖者や賢者に出会えませんでした⁸⁴。今、私はすべての過ちを懺悔します。

G. (T14.p.667,a.27-p.667,b.6)

某諸所作罪，不能及逮聞法，或聞法其心不能受法，若已受而復忘失，不能堅持法，不能諦持法，而怯劣無瞻，其形色不能致得端政，所生常少財宝，不能得陀隣尼行，不能得三昧行，不能得般若波羅蜜行，不能得無念慧行，不能得漚想拘舍羅所入慧，不能得兜沙陀比羅無所罣礙所入

慧。某一切諸所作罪，不能及逮是也。今某皆為悔一切罪過。

私が作った多くの罪 [のせいで]，[私は] 教えを聞けず，教えを聞いても心が教えを受け入れることができず，[教えを] 受け入れていても忘れてしまい，教えをしっかりと保つことができず，教えをつまびらかに保つことができず，怖じけづき⁶⁷勇気がなく，容姿の麗しさを獲得できず，生まれた所が常に財宝少なく，ダラニという行いを獲得できず，三昧という行いを獲得できず，般若波羅蜜という行いを獲得できず，無執着という智慧の行いを獲得できず，善巧方便 [で] 理解する智慧を獲得できず，兜沙陀比羅⁶⁸の無障害さ [で] 理解する智慧を獲得できませんでした。私はすべての諸罪 [のせいで] こうした状態に達せませんでした。今、私はすべての過ちを懺悔します。

H. (T14.p.667,b.7-p.667,b.12)

某諸所作罪，不能得一切法行所入慧功德，不能得一切人意所行慧功德，不能得一切人因五根所入慧功德，不能得一切人慧、律所入功德，不能得一切法、慧所入功德，不能得一切人泥洹慧功德。某一切諸所作罪，不能及逮是也。今某皆為悔一切罪過。

私⁶⁹が作った諸罪 [のせいで]，[私は] すべての法行 [で] 理解する智慧の功德を獲得できず，すべての人の意が作る智慧の功德を獲得できず，すべての人が五つの感覚器官で理解する智慧の功德を獲得できず，すべての人の智慧や戒律 [で] 理解する功德を獲得できず，すべての教えや智慧 [で] 理解する功德を獲得できず，すべての人の涅槃⁴⁰の智慧の功德を獲得できませんでした。私はすべての諸罪 [のせいで] こうした状態に達せませんでした。今、私はすべての過ちを懺悔します。

I. (T14.p.667,b.12-p.667,b.17)

某諸所作罪，不能得洞視、徹聽，不能得神足飛行，不能得自知宿命，不能得知去來之事，不能得梵天音声，不能得身、口、意功德，不能得清淨高行，而不能得具足於功德。某一切諸所作罪，不能及逮是也。今某皆為悔一切罪過。

私の作った諸罪 [のせいで]，[私は] 天眼通や天耳通を獲得できず，神通力で飛行できず，自分の過去世を理解できず，過去や未来の出来事を理解できず，梵天の [ような] 音声を獲得できず，身体や口や意 [を用いて作る] 功德を獲得できず，清らかで優れた行いを獲得できず，功德を備えることができませんでした。私はすべての諸罪 [のせいで] こうした状態に達せませんでした。今、私はすべての過ちを懺悔します。

J. (T14.p.667,b.18-p.667,b.22)

若他人起惡意向某，若有衆兵；若某起慈^(ul.惡;三本宮)心向他人，若有衆兵；若致一切諸蓋所畏。某合會於諸仏前，諸眼諦慧遍諦所言則受諦。某於是諦前，自歸，悔。復^(ul.+悔;三本宮)自発^(ul.改)；

三本宮) 挙, 自發竟(自覺; 三本宮)。自悔責, 不敢覆藏。從今已後(自往; 三本宮, 房山) 不敢復犯”。

(筆者はこの箇所を良く理解できなかった。諸版の支持する読みが多々異なっていたり⁴², 「兵」の解釈⁴³の仕方など, 問題点が存在している。筆者は恣意的な解釈を避けるため, 現在, 参考となる類似表現を探している。諸賢の御指導を賜りたい。)

註

(1) 【西晋居士聶道真訳】

現行の大藏経は『三曼陀跋陀羅菩薩経』訳者を, すべて「西晋居士聶道真」としている。しかし, 以下の点から筆者は聶道真訳に疑問をもっている。

(I) この経典は, 『出三蔵記集』(A.D.502-515) で失訳の扱いを受けている。

(II) 『歴代三蔵紀』(A.D.597) に至って, 初めて聶道真の訳経が現われる。

(III) 訳風が支婁迦讖(あるいは関係者) に類似する。特に音写語が非常に類似する。

しかし, 筆者の関心は訳者名より翻訳時期にあり, 鳩摩羅什以前の古訳と理解するにとどめた。

cf. 拙稿「『三曼陀跋陀羅菩薩経』の研究 — 経録と訳語による考察 — 」『比較思想研究』第23号別冊 1997年 pp.29-32(以下, 拙稿 [1997])

(2) 【五蓋】〇〇品第一

諸経論中の「五蓋」の解釈・引用例については, Louis de la Vallée Poussin 氏や本庄良文氏の研究が詳しい。Abhidharmakośabhāṣya (Pradhan 本 1975年) で「五蓋」(Skt. pañca nivarāṇāni) の要素を確認すると, ①「貪欲」(Skt. abhidhya|trṣṇā, rāga| cf. AKbh.247,11) ②「瞋恚」(Skt. vyāpāda cf. AKbh.247,18) ③「憍沈・睡眠」(Skt. styāna-middha cf. AKbh.56.8-9, 312.18) ④「悼挙・悪作」(Skt. audhatya-kaukṛtya cf. AKbh.56.10, 57.18-19) ⑤「疑」(Skt. vicikitsa) と理解できる。しかし, この章では先の「五蓋」は説かれない。推測ではあるが, この章の主旨は, 「善男子、善女人欲得無蓋清浄者、当施行何等法、自致得之乎？」とあるように「煩惱の取り除き方」にある。それゆえ、煩惱を総括して「五蓋」と命名した可能性がある。ただし、宋版、元版、明版、宮内省図書寮本では、高麗蔵、房山石経の記述「五蓋品第一」が支持されず、「序品第一」となっている。

cf. Louis de la Vallée Poussin, *L'Abhidharmakośa de Vasubandhu Traduction et Annotations*, Tome III Chapitre 4 1971 p.167

cf. 本庄良文「シャマタデーヴァの俱舎論註—睡眠品一」『南都佛教』第49号別刷 1982年 pp.37-38

cf. 本庄良文「『俱舎論』七十五法定義集」『三康文化研究所年報』第26・27号 1995年

(3) 【光影】〇〇甚明無所不遍照。

HD.vol.2, p.232, b 日光; 光輝 cf. 『列子』(B.C.400 ca.?)

(4) 【当】善男子、善女人欲得無蓋清浄者、〇施行何等法、自致得之乎？

「当」で疑問文を強調する。このような例は古訳に多々見られる。例えば、支婁迦讖訳『般舟三昧経(三卷本)』(T.13, p.905, b.10)「〇持何等法生阿弥陀仏国?」(一体どういった教えによって、阿弥陀仏の国土に生まれるのですか?) や、支婁迦讖訳『道行般若経』(T.8, p.439, a.21)「〇云何勸助作福成得阿耨多羅三耶三菩?」(一体どのように随喜して、功德を作り、この上ない完全な悟りを完成するのですか?) がある。

cf. Seishi KARASHIMA, *A Glossary of Dharmarakṣa's Translation of the Lotus Sutra*, 1998, Bibliotheca Philologica et Philosophica Buddhica I, The International Research Institute for Advanced Buddhism Soka University, p.80 (以下 GD TLS), 拙稿 [1998]

- (5) 【忍】諸所当○者○之，～。

「忍」の解釈については、以下を参照。筆者は「懺悔」の一表現と理解した。

cf. 拙稿 [1998] p.15-17

- (6) 【願樂】諸所当○○者○○之，～。

HD.vol.12, p.352, b 羨慕快樂 cf. 『百喻經』

【樂意】HD.vol.4, p.1295, a 願意 cf. 『二刻拍案惊奇』

HD.には採られていないが、筆者はこの「願樂」を、類義語を重ねた語と理解した。その場合「願う」といった意味になるが、後の「願樂品第三」に「願樂助其歡喜」とあることから、「願樂[助其歡喜]」と理解し、和訳にあたっては「隨喜」とした。

cf. 丘山 新「大本經(一)注」p.391下段(『現代語訳「阿含經典」—長阿含經』第1巻 平河出版社 1995年)

- (7) 【若有善男子、善女人欲求菩薩道者，～，諸所当勤請者勤請之】

これに類する定型文が、安玄訳『法鏡經』(T.12,p.18,c.25-29)、『舍利弗悔過經』(T.24,p.1090, a.8-12, c.1-2, p.1091, a.3-14, a.18-19), Śikṣāsamuccaya 引用 (cf. (8-13)) の Āryogradatta-paripṛcchā などに見られる。古訳に現われる他例としては、以下の竺法護訳がある。なお、『舍利弗悔過經』を除く諸経では「三品」という語が使用され、定型文中でそれら各項目が一括して説かれる。しかし、『舍利弗悔過經』では「三品」という語は現われず、上述の定型文が各項目ごとにおかれている。推測ではあるが、『舍利弗悔過經』の記述が簡略化され、諸経に踏襲された可能性がある。

・竺法護訳『郁迦羅越問菩薩行經』(T.12,p.26,c.3-14)

長者。居家菩薩若離世尊教，無有仏起、亦無有說法者、亦不見賢聖僧，便当遍念十方一切仏。是諸仏本行菩薩道時，皆行精進，然後得仏，具足一切諸法。念是一切仏已，当勤助如是。昼夜各三淨其身、口、意已，行等慈，念諸善本，遠諸所有，当有慚愧，以諸功德本自莊飾。其心清淨，令人歡喜、信、意樂於仏道，無有乱。所作安諦恭敬，断諸貢高憍慢，当諷誦三品法經。棄一切諸惡行，悔過以八十事，一心勤助諸福，具足相、好，当轉諸仏法輪，勤助諸仏轉法輪。以無量行自受其國，寿不可計。～

(「長者よ、在家の菩薩が世尊の教えを離れて、仏が現われず、教えを説く者もなく、優れたサンガにも出会わなければ、その時[その者は]十方の一切諸仏をくまなく念じるべきです。昔、彼ら諸仏が菩薩道を実践していた時、誰もが努め励み、後に悟りを獲得し、すべての教えを備えました。[在家の菩薩が] こうした全ての仏を念じ終わ [れば]、[次に] これら [諸仏の作った功德] に隨喜すべきです。[在家の菩薩は] 日中に三度、夜中に三度、体と口と意を清め終わって、等しく慈しみ、多くの善根を念じ、あらゆるものを遠ざけ、罪を恥じらい反省すべきであり、[こうした] 多くの功德で自身を飾ります。その者の心は清らかで、[他] 人を喜ばせ、信じさせ、意に仏道を願わせ、取り乱しません。[その者は] 行いが落ち着き恭しく、様々な傲慢さや奢りをなくし、三品の教えを唱えるべきです。[つまり、その者は] 一切の悪行を捨て去り、八十の事柄を懺悔し、多くの功德にひたすら隨喜し、[仏の身体に関する] 三十二の特徴と八十の副次的な特徴を備え、諸仏の法輪を転じ、諸仏が法輪を転じるよう勧請します。[その者はこうした] 数え切れない修行によって、自らその [仏] 国土を受け取り、[そこでの] 寿命は計ることができません。～)」

*和訳に際し異訳も参照した。cf. 拙稿 [1998] pp.18-19

- (8) 【兜沙陀比羅經】般若波羅蜜、○○○○○○、一切三昧、一切諸陀隣尼、一切漚怛拘舍羅。

筆者が確認した限り「兜沙陀比羅經」という語は、經典中では『三曼陀跋陀羅菩薩經』にのみ現われ、理解困難な語である。そこで以下、①「文脈」②「音変化・書写間違い」の両面から、その語を考察したい。

① 「文脈」による「兜沙陀比羅經」の理解

『翻梵語』巻第一 (T54.p.985,a.) には「兜沙陀羅經 (兜沙陀比羅)」の項目があり、支謙訳『道樹三昧經』(別名『私呵昧經』)を出典とし、この音写語の解釈が数例挙げられている。しかし、結論を述べると、その解釈は『三曼陀跋陀羅菩薩經』の文脈にそぐわない。そこで、出典先を確認すると、奇妙なことにその語は經中に見当たらないが、意識らしき以下の記述があった。「十道地三篋經 及明度無極」(十地や三篋經や、般若波羅蜜) (T14.p.812,a.2)。これは上掲の並列表現とすべて一致はしないが、「兜沙陀羅經 (兜沙陀比羅)」が「三篋經」に相当する可能性を示す。

cf. 拙稿 [1997]

② 「音変化・書写間違い」による「兜沙陀比羅經」の理解

推定後漢代音や推定中古音から音写語を分析する研究者として、Coblin, W. South 氏が著名である。氏は支婁迦讖訳『兜沙經』中の「兜沙」を中国語音韻の方面から考察し、Skt. tuṣara に相当すると論じた。(153. T 280. 445.1 兜沙 *tou sra > təu ṣa Skt. tuṣara) -(8-1)

ここで筆者は、①の可能性(「三篋經」)を中期インド語の方面から確認したい。ただし、筆者はこの方面の研究に疎く、諸氏の優れた研究成果をお借りする。

(A) 【兜】(tr->t-)

この音変化は、P. や中期インド語 (GD. を除く) 全てに見られる。

ex. (a) trāsa- / P. Pk. tāsa, NiDoc. traṣa (b) trimsat- / P. timsa (ti), Pk. tīsam, NiDoc. triṣa -(8-2)

(B) 【沙陀】skandha > khandha → ṣa(ṃ)dha (sk->kh->ṣ-)

① sk->kh-

P. や中期インド語では、sk は kh となる例がある。

ex. Skt. skandha > P. khandha, Pkt. khaṃdha -(8-3)

② kh->ṣ-

梵語写本では、kh と ṣ の交代例が広く見られる。筆者が確認した限り、この交代を扱った最初の研究は、A. Weber 氏による *Pratijñāsūtra* の研究である -(8-4)。そして、その研究が発端となり、Jakob Wackernagel 氏、Richard Pischel 氏、Franklin Edgerton 氏、Ulrich Schneider 氏らが引き続き研究を進めていく。Jakob Wackernagel 氏は、「北インドの発音では、ṣ, kṣ の代わりに kh となった。従って ṣ, kṣ の代わりに kh と書かれる」と述べている。-(8-5) また、Richard Pischel 氏は、中期インド語に見られる ṣ->kh- の交代を、音声の類似に基づく書写間違いとし、現代北インド人にも kh と ṣ の音声混同が見られると論じている。-(8-6) さらに Ulrich Schneider 氏の研究は、詳細な例を挙げつつ (ex. 「khaṇḍa > ṣaṇḍa」), kh->ṣ- を音の変化と理解している。-(8-7) 最後に、Franklin Edgerton 氏の研究は、Ulrich Schneider 氏によって批判されてはいるが、この交代を扱った代表的な研究の一つである。-(8-8) 以上これら諸研究は、音声面に kh と ṣ の交代理由を求めたものである。しかし、書体の類似等による書写間違いの可能性も考えられる。*Sukhāvativyūha*-(8-9) や *Manicūdāvadāna*-(8-10) は、Newārī で書写された後代のものであるが、そこではかなりの頻度で kh と ṣ が交代している。本来的には Newārī 以前の古書体で、この交代例を確認すべきであるが、筆者の力量では甚だ困難であり、この点に関しては特に御諸賢のご指導を賜りたい。ここで、従来の研究を見渡すと、現時点では kh と ṣ の交代を、書体面よりも音声面に求める向きが主流のようである。

③ Anusvāra の脱落 ṣa(ṃ)dha

誤って Anusvāra が書き落とされた可能性や、原本に元々 Anusvāra が表記されていなかった可能性-(8-11)がある。

(C) 【比羅經】

① 「比羅經」(Skt. piṭaka)

支婁迦識訳『遺日摩尼宝経』に「比羅経」とあり、梵本では対応箇所が Skt. piṭaka となっている。-(8-12)

● 「比羅」(Skt. pra [vartana])

Śikṣāsamuccaya には、以下の記述がある。-(8-13)

Āyogradatta-paripṛcchāyāṃ hi tri-rātre trir divasasya ca śuceḥ śuci-vastra-prāvṛtasya ca tri-skandhaka-pravartanam uktam // tatra trayāḥ pāpa-deśanā-puṇyānumodanā-buddhādhyeṣanākhyāḥ puṇya-rāsitvāt / ~

(Āyogradatta-paripṛcchā には、「夜中に三度、そして日中に三度、[体を] 清め清潔な衣服を身につけた者は、三品を实践します(?)」と説かれている。その三とは、功德の集まりのうち、罪の告白、功德に対する随喜、仏の勧請と呼ばれるものである。~)

この記述には、「tri-skandhaka-pravartanam ~」とあり、「比羅」が Skt. pra [vartana] に相当する可能性が生じる。この場合「比羅経」中の「経」の扱いは、経中に他例として「兜沙陀比羅」(T.14, p.667, b.4-5) とあることから、「比羅」と別個に考えるべきであろう。しかし、筆者は「比羅(Skt. pra [vartana]?)」や「経」に関して、現在明確な理解に達していない。-(8-14)

(結論)

「兜沙陀」は「三品」に相当する音写語であろうが、「比羅経」については、筆者は明確な理解に達していない。よって、和訳に際しては、原文通り「兜沙陀比羅経」とした。

(8-1) Coblin, W. South, *A Handbook of Eastern Han Sound Glosses*, Hong Kong, 1983 p.248

(8-2) R.L. TURNER, *A Comparative Dictionary of the Indo-Aryan Languages* (以下 CDIAL), Oxford University Press, 1966 p.343, a.

(8-3) CDIAL, p.785, b. また、-sk-の-kk (h)-への変化については、辛嶋静志氏の研究がある。

cf. 辛嶋静志『『長阿含経』の原語の研究 — 音写語分析を中心として —』平河出版社 1994年 p.36,73

(8-4) A. Weber, *Über ein zum weissen Yajus gehöriges phonetisches Compendium, Das Pratiñāsūtra*, Berlin, 1872 pp.84-85

(8-5) Jakob Wackernagel, *Altindische Grammatik*, Band I Lautlehre, Göttingen, 1896 pp.136-137

(8-6) Richard Pischel (translated by Subhadra Jhā), *A Grammar of the Prākṛit Languages*, Motilal Banarsidass, 1981 (独語原典1900年) p.217

(8-7) Ulrich Schneider, "Acht Etymologien aus dem Aggañña-Sutta", 1954 (*Asiatica* 所収) p.580

(8-8) Franklin Edgerton, *Buddhist Hybrid Sanskrit Grammar and Dictionary*, vol. I : Grammar, New Haven, 1953 pp.16, 2.23-17, 2.26

(8-9) Kotatsu Fujita, *The Larger Sukhāvativyūha Romanized Text of the Sanskrit Manuscripts from Nepal Part I*, Sankibo, 1992 [ṣ-/kh-→ p.651. K4 : amitāyūṣas / amitāyukhas etc. , kh-/ṣ-→ p.658. K4 : sukhāvati / suṣāvati etc.]

(8-10) Ratna Handurkande, *Mañicūḍāvadāna Being a Translation and Edition and Lokānanda a Translation and Synopsis*, PTS. London, 1967 p.13

(8-11) Kharoṣṭhi に類する書体では若干の例外を除き、元々 Anusvara は表記されなかった。

cf. John Brough, *The Gāndhāri Dharmapada*, Oxford University Press, 1962 p.71, § 14 a.

(8-12) Baron A. von Staël-Holstein, *The Kāśyapa-parivarta A Mahāyānasūtra of the Ratnakūṭa Class edited in the original Sanskrit in Tibetan and in Chinese*, Meicho-Fukyū-Kai, 1977 pp.13-15

(8-13) Cecil Bendall, *Śikṣāsamuccaya*, Bibliotheca Buddhica. I 名著普及会 1977 p.290

(8-14) Skt. pravartana の解釈、さらに、そこから導き出される『三品経』の性格については、袴谷憲昭氏の詳細な研究がある。

cf. 袴谷憲昭「悪業払拭の儀式関連経典雑考(I)」『駒沢大学仏教学部研究紀要』第50号 1992年

pp.12-13

- (9) 【某】○皆為其悔過。
以下の「某」は、懺悔を行う一般の人である。
- (10) 【怛沙竭】於諸仏、諸菩薩、諸迦羅蜜、父母、阿羅漢、辟支仏、○○○、～。
支婁迦讖訳で使用される「怛薩阿竭」（如来）を参考に、「怛沙竭」を如来と理解した。その場合、仮に「怛薩阿竭」の「阿」を原語段階での長母音の反映と解釈すれば、「怛沙竭」の原語は、長短母音の区別がつかない形で、表記なり発音なりが行われていた可能性が生じる。しかし、筆者は「怛沙阿竭」の例を確認しておらず、先の見解は推測にすぎない。cf. Coblin [1983] p.243
- (11) 【護怛沙竭寺神】於諸仏、諸菩薩、～、辟支仏、怛沙竭、○○○○○○、～。
筆者は、杉本卓州氏の見解をもとに、「護怛沙竭寺神」（如来の仏塔を守る神）を「護塔神」（ヤクシャ）と理解した。
cf. 杉本卓州『インド仏塔の研究 仏塔崇拜の生成と基盤』平樂寺書店 1984年 p.101,103,284
同氏「法蔵部と仏塔崇拜」『印度哲学仏教学』第10号 北海道印度哲学仏教学会 1995年
- (12) 【過惡】於諸仏、諸菩薩、～、怛沙竭、護怛沙竭寺神、怛沙竭法中諸所犯○○、～。
HD.vol.10, p.969, a 錯誤；罪惡 cf. 『周礼』
- (13) 【狐疑】於諸仏、諸菩薩、～、一切諸仏刹、一切諸法、若有○○起意不信者。
「狐疑」に関しては、齊藤隆信氏の研究を参照。齊藤氏によると、この語は仏典以前にすでに現われ、仏典では支婁迦讖訳に使用が始まる。
cf. 齊藤隆信『「浄度三昧経」と竺法護訳経典』『佛教学総合研究所紀要』第4号 1997年 pp.41-42 (以下、齊藤 [1997])
- (14) 【罪過】某為其悔一切○○。
HD.vol.8, p.1030, b 罪行；罪惡 cf. 『周礼』, 『史記』(B.C.90 ca.)
この「某為其悔一切○○。」は、「悔過品第二」中に八回現われ、懺悔文を締めくくる定型句となっている。
- (15) 【其】○有於一切諸仏、諸菩薩、諸迦羅蜜、諸父母、諸阿羅漢、～。
どの諸版も「其」を支持している。しかし、「悔過品第二」中の懺悔文（八段落）では、この箇所を除き、すべて冒頭が「某」から始まっている。また、『三曼陀跋陀羅菩薩経』諸版を対比させると、「其」と「某」の交代が六回生じており、筆者はこの「其」を「某」で理解した。
- (16) 【所可】其有於一切諸仏、諸菩薩、諸迦羅蜜、～、一切諸人○○誹謗者、～。
「所可」＝「所」の例である。cf. *GDLS*. pp.436-437, 拙稿 [1998] p.27
- (17) 【自用】若恣随欲，恣随痴，恣随○○，～。
HD.vol.8, p.1309, b 自行其是，不接受別人的意見。cf. 『書経』（西周～戦国時代），『史記』（B.C.90 ca.）
cf. 辛嶋静志「遊行経（七）注」pp.613-614（『現代語訳「阿含経典」——長阿含経』第1巻 平河出版社 1995年），齊藤 [1997] p.33
- (18) 【頑很】若有○○不与人語，～。
HD (vol.12, p.254, a) には、「①猶艱危②凶惡而暴戾」とあるが、筆者は「頑很」を「頑固」の意味で理解した。しかし、他に正しい理解があるかもしれない。
- (19) 【貪姪】若為○○所牽，為慳嫉所牽，為貪飡所牽，～。
HD.vol.10, p.108, a ①貪得無厭 cf. 『春秋左氏伝』（前漢末後）②貪財好色 cf. 『文心雕龍』（A.D.500 ca.）
『三曼陀跋陀羅菩薩経』と『春秋左氏伝』（前漢末後）は、年代が近接しているので、筆者は上のHD.①に従い、「貪姪」を一語で理解した。しかし、「貪（貪り）」と「姪（姪欲）」とに分かれる可

能性もある。

- (20) 【慳嫉】若為貪姪所牽，為〇〇所牽，為貪飡所牽，～。
 【慳】HD.vol.7, p.705, a ①節約；吝嗇 cf. 『宋書』(A.D.5C ca.)
 【嫉】HD.vol.4, p.396, a ①妬忌 cf. 『楚辭』(A.D.2C ca.)
 筆者は、「慳嫉」を「慳(吝嗇)」と「嫉(妬み)」とに分けた。cf. *GDLS*. p.326
- (21) 【貪飡】若為貪姪所牽，為慳嫉所牽，為〇〇所牽，為諛諂所牽，～。
 HD.vol.10, p.111, b 貪得無厭 cf. 『叙列代王臣滯惑解』(A.D.7C ca.) cf. 拙稿 [1998] p.20
- (22) 【諛諂】若為貪姪所牽，為慳嫉所牽，為貪飡所牽，為〇〇所牽，～。
 HD.vol.12, p.284, a 奉承諛媚 cf. 『潜夫論』(後漢)
 筆者は、「諛諂」を類義語を重ねた語と理解し、一語で「へつらうこと」と解釈した。
- (23) 【七百五十諸欲】為貪飡所牽，為諛諂所牽，〇〇〇〇〇〇所牽，～。
 この箇所を「為～所…」の受動表現と理解し、筆者は試みに「[為]七百五十諸欲所牽」と理解した。しかし、諸版にそれを支持する記述はない。また、ここの「七百五十諸欲」の意味は不明である。筆者が確認した限り、その語は、『阿毘達磨集異門足論』『阿毘達磨法蘊足論』『阿毘達磨大毘婆沙論』『成実論』『大智度論』には現われない。一つの可能性として、「貪姪，慳，嫉，貪飡，諛諂に繋がれ、つまり、七百五十の諸欲に繋がれ、～」と理解し、五つ(?)の具体例に数的操作を加えた結果とも解釈できよう。いずれにせよ理解困難な語である。
 (並川孝儀氏から、煩惱論に関する種々の御教示を頂いた。厚く感謝致します。)
- (24) 【其】〇心乱時，不能自専。cf. 註(15)
- (25) 【自専】其心乱時，不能〇〇。
 HD.vol.8, p.1325, b 親身独任其事 cf. 『新居秋夕夜李廓』(唐)
- (26) 【訓嘆】若〇〇一切人所思念，～
 cf. 朱慶之『佛典与中古漢語詞彙研究』文津出版社 1992年 pp.116-117, 齊藤 [1997] p.37, *GDLS*. p.508
- (27) 【多沙竭】若欲犯，若已犯，其〇〇〇所教誡若犯之。cf. 註(11)
- (28) 【教誡】若欲犯，若已犯，其多沙竭所〇〇若犯之。
 【教誡】=【教戒】HD.vol.5, p.446, b 教導和訓戒 cf. 『吳子』(戦国時代?)
 「教誡」の「誡」と「戒」が交代する例として、『阿弥陀三耶三仏薩樓仏檀過度人道經』(T12. p.313, a.5) や、『無量寿經』(T12. p.275, b.14) がある。
- (29) 【邪嫉】某諸所作〇〇之意。
 【嫉邪】HD.vol.4, p.396, a 憎恨邪惡 cf. 『贈左僕射鄭国公嚴公武』(唐)
 HD.には「邪嫉」はなく、「嫉邪」で採集されている。
- (30) 【明經】若有〇〇說法者，断止人不得令聞。
 HD.vol.5, p.614, b 通曉經術 cf. 『漢書』(後漢)
- (31) 【呵止】若有人施与鉢、震越、飯食、床臥具、病瘦医薬所作功德，〇〇人不得令与。
 HD.vol.3, p.254, b 呵喝阻止 cf. 『史記』(B.C.90 ca.)
- (32) 【展転】作無央数，不止〇〇相教起罪。
 HD.vol.4, p.47, a 反復；変化 cf. 『戦国策』(前漢)
 筆者は、「不止〇〇」で「次から次に」と理解した。cf. *GDLS*. pp.577-578
- (33) 【勸助】见人犯者，於辺〇〇。
 HD.vol.2, p.826, a 鼓励扶助 cf. 『羽獵賦』(漢代)
 本来「勸助」は「促し勧める，励まし助ける」といった意味である。ここの「勸助」もその意味である。しかし、それが大乘經典において、「随喜」(Skt. anumodana)を意味する場合がある。その

顕著な例として、支婁迦讖訳『道行般若経』「漚沓拘舍羅勸助品」(T.8, pp.438-440)がある。

cf. 齊藤 [1997] p.49, *GDTLS*. pp.343-344

- 34 【及値】以諸所作惡故，不能〇〇是聖賢身。
【値】HD.vol.1, p.1454, a 遇到；碰上 cf. 『庄子』
「及値」ではHD.に採集されていない。「値」には「出くわす」という意味があり、筆者は「及値」で「出会う」と理解した。
- 35 【及逮】某諸所作罪，不能〇〇聞法，或聞法其心不能受法，～。
HD.には採集されていない。筆者は、「及逮」を類義語を重ねた語と理解し、一語で「至る」と解釈した。cf. 齊藤 [1997] pp.38-39, *GDTLS*. p.195
- 36 【諦持】不能堅持法，不能〇〇法，而怯劣無瞻，～。
【諦】HD.vol.11, p.353, a ②仔細。參見“諦視”，“諦聽”。
【諦視】HD.vol.11, p.353, b 仔細察看 cf. 『三国史』(西晋)
「諦持」では，HD.に採集されていない。しかし，「諦視」「諦聽」などの例に基づき，筆者は「諦持」を「つまびらかに保つ」と理解した。
- 37 【怯劣】不能諦持法，而〇〇無瞻，其形色不能致得端政，～。
HD.vol.7, p.470, a 懦弱 cf. 『晋書』(A.D.644 ca.) cf. *GDTLS*. p.328
- 38 【無瞻】不能諦持法，而怯劣〇〇，其形色不能致得端政，～。
【瞻】HD.vol.7, p.1262, b ①看；望 ②尊仰；敬視 ③觀察；察看 ④視 ⑤瞻
【膽】HD.vol.6, p.1388, a ②胆氣；胆量 cf. 『荀子』(戦国時代)
筆者は文脈から，宋版，元版，明版の支持する「膽」で理解した。
- 39 【端政】而怯劣無瞻，其形色不能致得〇〇，所生常少財宝，～。
【端正】HD.vol.8, p.396, b ②整齐均称 cf. 『史記』(B.C.90 ca.)
「端政」ではHD.に採集されていない。筆者は，宋版，元版，明版，宮内省図書寮本の支持する「端正」で理解した。「政」と「正」の交代例としては，『阿弥陀三耶三仏薩樓仏檀過度人道経』(T12.p.301,b.16)や，『無量寿経』(T12.p.275,a.22)などがある。
- 40 【兜沙陀比羅】不能得〇〇〇〇無所罣礙所入慧。(cf. 注(8))
- 41 【不能得一切人泥洹慧功德】
筆者はこの箇所を諸版の記述通り理解した。しかし，この段落中の各文は，「不能得一切人～所入(or 行)慧功德」や「不能得一切人～所入功德」の形で説かれており，ここの「不能得一切人泥洹慧功德」は，「不能得一切人泥洹[所入]慧功德」や「不能得一切人泥洹慧[所入]功德」の形で理解すべきかもしれない。
- 42 この箇所の記述は，大きく二系統に分かれている。つまり，高麗蔵，房山石経と，宋版，元版，明版，宮内省図書寮本の二系統である。
- 43 若他人起惡意向某，若有衆〇，若某起慈 (v.l.惡;三本宮) 心向他人，若有衆〇，～。
【兵】HD.vol.2, p.88, b ①兵器 cf. 『詩』(西周～東周) ②兵卒；軍隊 cf. 『春秋左氏伝』(前漢末後) ③軍事；戦争 cf. 『春秋左氏伝』(前漢末後) ④用兵器殺人 cf. 『史記』(B.C.90 ca.) ⑤猶傷害 cf. 『呂氏春秋』(B.C.3C ca.?) ⑥謂戰死 cf. 『礼記』

(なかみかど けいきょう 文学研究科仏教学専攻博士後期課程) 1998年10月14日受理

